

久喜市地域子育て支援拠点事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示
久喜市地域子育て支援拠点事業費補助金交付要綱（平成23年久喜市告示第48号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（補助事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、地域子育て支援拠点事業の実施について（令和6年3月30日付けこ成環第113号こども家庭庁成育局長通知）の別紙地域子育て支援拠点事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）の規定によるものとする。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

運営費（1 か所当たり 年額）	一般型	3、4 日型	常勤職員又は非常勤職員を合計3名以上配置する場合	6,096,000円
			常勤職員又は非常勤職員を合計2名配置する場合	4,496,000円
		5日型	常勤職員を配置する場合	8,714,000円
			非常勤職員のみを配置する場合	5,521,000円
		6日型	常勤職員を配置する場合	9,739,000円
			非常勤職員のみを配置する場合	6,946,000円

		7日型	常勤職員を配置する場合	10,772,000円	
			非常勤職員のみを配置する場合	7,978,000円	
		加算分	実施要綱中4の (2)の④の取組 (3、4日型)	1,653,000円	
			実施要綱中4の (2)の④の取組 (5日型)	3,247,000円	
			実施要綱中4の (2)の④の取組 (6、7日型)	2,847,000円	
		小規模型指定施設			3,187,000円
		連携型	3、4日型	2,075,000円	
5～7日型	3,257,000円				
開設準備経費（1か所当たり年額）	改修費等 （補助申請年度中に支払われたものに限る。）		4,000,000円		

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の久喜市地域子育て支援拠点事業費補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。